

令和 7 年 9 月 4 日

規定の一部改正について

本規定にかかる改正を令和 7 年 10 月 1 日（水）に行います。
改正内容の詳細につきましては、下記の新旧対照表（※レイアウト変更等 所要の変更部分を除く、改正箇所のみ記載）を
ご参照ください。

- 【対象となる規定】
- ・振込規定
 - ・ファームバンキング／ホームバンキング利用規定
 - ・JA ネットバンク利用規定
 - ・法人 JA ネットバンク利用規定
 - ・JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定

振込規定	振込規定
表紙 (振込規定) 1 適用範囲～1 5 規定の変更等 (省略) 以上 (2025年10月1日現在)	表紙 (なし) 1. (適用範囲) ～1 5. (規定の変更等) (省略) 以上 (令和2年4月1日現在)

(改 正 後)	(改 正 前)
ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 表紙（ファームバンキング／ホームバンキング利用規定） 大分県信用農業協同組合連合会 1_ファームバンキング／ホームバンキング～2_サービス取扱時間 (省略) 3_利用申込～4_本人確認 (省略) 5_取引の依頼・依頼内容の確認等 (1)本サービスの取引の依頼は、<u>「4_本人確認」</u>を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 (2)当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、<u>端末機器を通じて</u>契約者に依頼内容を確認していただきます。その内容が正しい場合、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。 (3) ～(5) (省略) 6_通知サービス～7_照会サービス (省略) 8_振込・振替サービス (1) (省略) (2) (省略) a ～d (省略) e 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 f 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 9_取引内容の記録等 (省略) 10_サービス利用手数料等 (1) (省略) (2)本サービスによる振込に当たっては、<u>「8 振込・振替サービス」</u>における振込手数料およびこれに伴	ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 表紙（追加） 表記（追加） 第1条 ファームバンキング／ホームバンキング～第2条 サービス取扱時間 (省略) 第3条 利用申込み～第4条 本人確認 (省略) 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 1_本サービスの取引の依頼は、<u>第4条の</u>本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 2_当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を<u>端末機器を通じて</u>確認しますので、その内容が正しい時には、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。 3_ ～5_ (省略) 第6条 通知サービス～第7条 照会サービス (省略) 第8条 振込・振替サービス 1_ (省略) 2_ (省略) (1)～(4) (省略) (5)契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当会所定の組戻手数料が別途必要となります。</u> (6)前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。<u>ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。</u> <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u> 第9条 取引内容の記録等 (省略) 第10条 サービス利用手数料等 1_ (省略) 2_本サービスによる振込に当たっては、<u>第8条</u>における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手

(改 正 後)	(改 正 前)
う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 <u>(3)～(4)</u> (省略) 11_暗証番号、セキュリティ等 (省略) 12_解約等 <u>(1)～(4)</u> (省略) <u>(5)</u> (省略) <u>a ～ g</u> (省略) <u>h 利用規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき。</u> <u>i 次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>(a)暴力団</u> <u>(b)暴力団員</u> <u>(c)暴力団準構成員</u> <u>(d)暴力団関係企業</u> <u>(e)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>(f)その他(a)～(e)に準ずる者</u> <u>j 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>(a)暴力的な要求</u> <u>(b)法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(c)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>(d)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為</u> <u>(e)その他前各号に準ずる行為</u> <u>(f)契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>k 法令等(マナー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含む)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合</u> <u>l 契約者が当会に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合</u> <u>m 契約者が当会に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限らない)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合</u> <u>n 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>o</u> (省略) 13_移管 (省略) 14_免責事項 <u>(1)～(2)</u> (省略) <u>(3)当会が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当</u>	続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 3_～4_ (省略) 第 11 条 暗証番号、セキュリティ等 (省略) 第 12 条 解約等 1_～4_ (省略) 5_ (省略) <u>(1)～(7)</u> (省略) <u>(8)本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。</u> <u>i (追加)</u> <u>(a) ～ (f) (追加)</u> <u>j (追加)</u> <u>(a) ～ (f) (追加)</u> <u>k (追加)</u> <u>l (追加)</u> <u>m (追加)</u> <u>n (追加)</u> <u>(9)</u> (省略) 第 13 条 移管 (省略) 第 14 条 免責事項 1_～2_ (省略) 3_当会が第 4 条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または_不正利用その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責

(改 正 後)	(改 正 前)
会は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「<u>15 本サービスの不正使用による振込等</u>」による補てんの請求をすることができます。 <u>(4)～(7)</u>（省略） 15 本サービスの不正使用による振込等 <u>(1)～(2)</u>（省略） <u>(3)</u>前記<u>(1)・(2)</u>の規定は前記<u>(1)</u>にかかる当会への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>(4)</u>前記<u>(1)</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てんの責任を負いません。 <u>a～b</u>（省略） <u>(5)</u>当会が前記<u>(2)</u>に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>(6)</u>当会が前記<u>(2)</u>により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>(7)</u>当会が前記<u>(2)</u>により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 16 届出事項の変更等～18 サービスの廃止 （省略） 19 本規定の変更 <u>(1)</u>当会は、「<u>18 サービスの廃止</u>」に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>(2)</u>（省略） 20 リスクの承諾～24 準拠法・合意管轄 （省略） 以上 <u>(2025年10月1日現在)</u>	任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記<u>第15条</u>による補てんの請求をすることができます。 <u>4.～7.</u>（省略） <u>第15条</u> 本サービスの不正使用による振込等 <u>1.～2.</u>（省略） <u>3.</u>前記1・2の規定は前記1にかかる当会への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>4.</u>前記1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てんの責任を負いません。 <u>(1)～(2)</u>（省略） <u>5.</u>当会が前記2に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>6.</u>当会が前記2により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>7.</u>当会が前記2により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>第16条</u> 届出事項の変更等～<u>第18条</u> サービスの廃止 （省略） <u>第19条</u> 本規定の変更 <u>1.</u>当会は、<u>第18条</u>に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>2.</u>（省略） <u>第20条</u> リスクの承諾～<u>第24条</u> 準拠法・合意管轄 （省略） 以上 <u>改正日（追加）</u>

(改 正 後)	(改 正 前)
J Aネットバンク利用規定 表紙（J Aネットバンク利用規定） 1_J Aネットバンク～6_照会サービス （省略） 7_振込・振替サービス (1)（省略） (2)（省略） a～d（省略） e 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>し</u>ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下「訂正」といいます。）または取りやめ（以下「組戻し」といいます。）は、原則として取扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 f 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 g <u>入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u>なお、これにより生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 8_税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」～14_パスワードの管理、セキュリティ等 （省略） 15_解約等 (1)～(3)（省略） (4) サービス利用対象口座（代表口座<u>を除きます。</u>）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。 (5)（省略） a～h（省略） i <u>本規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき。</u> j 契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合 (a)暴力団 (b)暴力団員 (c)暴力団準構成員 (d)暴力団関係企業 (e)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (f)その他(a)～(e)に準ずる者	J Aネットバンク利用規定 表紙（追加） 第1条 「J Aネットバンク」～第6条 照会サービス （省略） 第7条 振込・振替サービス 1.（省略） 2.（省略） (1)～(4)（省略） (5) 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下「訂正」といいます。）または取りやめ（以下「組戻し」といいます。）は、原則として取<u>り</u>扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当会所定の組戻手数料が別途必要となります。</u> (6) 前号の組戻<u>し</u>手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u> (7) <u>入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u> なお、これにより生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」～第14条 パスワードの管理、セキュリティ等 （省略） 第15条 解約等 1. ～3.（省略） 4. サービス利用対象口座（<u>除く、</u>代表口座）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。 5.（省略） (1)～(8)（省略） i（追加） j（追加） <u>(a) ～ (f)（追加）</u>

(改 正 後)	(改 正 前)
k <u>契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>(a) 暴力的な要求</u> <u>(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為</u> <u>(e) その他前各号に準ずる行為</u> <u>(f) 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> l <u>法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含む)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合</u> m <u>契約者が当会に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合</u> n <u>契約者が当会に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限らない)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合</u> o <u>当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> p (省略) 16 <u>移管～30 準拠法・合意管轄</u> (省略) 以上 <u>(2 0 2 5 年 1 0 月 1 日 現 在)</u>	k (追加) <u>(a) ～ (f) (追加)</u> l (追加) m (追加) n (追加) o (追加) (9) (省略) 第16条 移管～第30条 準拠法・合意管轄 (省略) 以上 <u>改正日 (追加)</u>

法人 J A ネットバンク 利用規定	法人 J A ネットバンク 利用規定
<u>表紙 (法人 J A ネットバンク 利用規定)</u> 第1章 総則 1_法人 J A ネットバンク <u>(1)～(3) (省略)</u> <u>(4)月額利用料</u> <u>a ～b (省略)</u> <u>c 月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料 (全額) を徴収します。</u> <u>(日割り計算は行いません。)</u> 2_利用資格 <u>(1)</u>本サービスの利用申込者 (以下、<u>「利用申込者」</u>といいます。) は、次の<u>場合</u>に該当する方とします。 <u>a ～c (省略)</u> <u>(2)</u>本条<u>(1)</u>に該当する方からの利用申込<u>み</u>であっても、当会は、次の場合には利用申込<u>み</u>を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 <u>a ～b (省略)</u> 3_反社会勢力との取引拒絶 本サービスは、第12条<u>(3)i(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>j(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条<u>(3)i(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>j(a)</u>から<u>(e)</u>の一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込<u>み</u>をお断りするものとします。 4_リスクの承諾～11_契約者からの解約 (省略) 12_当会からの解約 <u>(1)～(2) (省略)</u> <u>(3)</u>契約者に次の<u>場合</u>の事由が<u>一</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>a ～g (省略)</u> <u>h</u> 本規定<u>お</u>よび取引約定に違反したと当会が認めたとき。 <u>i (省略)</u> <u>(a)～(e) (省略)</u> <u>(f)</u>その他<u>(a)～(e)</u>に準ずる者 <u>j</u> 契約者が、自ら、<u>または</u>第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合 <u>(a)～(d) (省略)</u> <u>(e)</u>その他<u>(a)～(d)</u>に準ずる行為 <u>(f) 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>k</u> 本サービスが法令等 (マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。) や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合	<u>表紙 (追加)</u> 第1章 総則 <u>第 1 条</u> 法人 J A ネットバンク 1～3 (省略) 4 月額利用料 <u>(1)～(2) (省略)</u> <u>c (追加)</u> <u>第 2 条</u> 利用資格 1 本サービスの利用申込者 (以下「利用申込者」といいます。) は、次の<u>各号全</u>てに該当する方とします。 <u>(1)～(3) (省略)</u> 2 本条1<u>項</u>に該当する方からの利用申込であっても、当会は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 <u>(1)～(2) (省略)</u> <u>第 3 条</u> 反社会勢力との取引拒絶 本サービスは、第12条3<u>(10) ア</u>から<u>カ</u>および<u>(11) ア</u>から<u>オ</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3<u>(10) ア</u>から<u>カ</u>および<u>(11) ア</u>から<u>オ</u>の一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。 <u>第 4 条</u> リスクの承諾～<u>第11条</u> 契約者からの解約 (省略) <u>第12条</u> 当会からの解約 1～2 (省略) 3 契約者に次の<u>各号</u>の事由が<u>1</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>(1)～(7) (省略)</u> <u>(8) (削除)</u> <u>(9) 当会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u> <u>(10) (省略)</u> <u>(ア)～(オ) (省略)</u> <u>(カ)</u>その他<u>前各号</u>に準ずる者 <u>(11)</u>契約者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合 <u>(ア)～(エ) (省略)</u> <u>(オ)</u> その他<u>前各号</u>に準ずる行為 <u>(f) (追加)</u> <u>k (追加)</u>

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>1 契約者が当会に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが、あることが判明した場合、またはそれらの疑いがある」と当会が判断した場合</u> <u>m 契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合</u> <u>n 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>o その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。</u> <u>(4) 当会は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u> 13_解約時のその他留意事項～14_関係規定の適用・準用 (省略) 15_規定、または利用方法の変更 (1) (省略) (2) <u>本条(1)</u>による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 16_サービスの追加・廃止 (省略) 17_届出事項の変更（電子証明書を含<u>みます。</u>） (省略) 18_移管～19_免責事項等 (省略) 20_不正な払戻しへの対応 (1) 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下、「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の<u>場合</u>のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条<u>(2)</u>に定める補償の請求を申し出ることができます。 <u>a ～ f</u> (省略) (2) 本条<u>(1)</u>の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。 (3) 本条<u>(2)</u>にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。 <u>a ～ f</u> (省略) (4) 本条<u>(1)</u>から<u>(3)</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は、補償しないことができるものとします。 <u>a ～ i</u> (省略)	<u>(12) 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認めたとき</u> <u>(m) (追加)</u> <u>(n) (追加)</u> <u>(13) その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき</u> <u>当会は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u> <u>第13条</u> 解約時のその他留意事項～<u>第14条</u> 関係規定の適用・準用 (省略) <u>第15条</u> 規定または利用方法の変更 1 (省略) 2 <u>前項</u>による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 <u>第16条</u> サービスの追加・廃止 (省略) <u>第17条</u> 届出事項の変更（電子証明書を含<u>む</u>） (省略) <u>第18条</u> 移管～<u>第19条</u> 免責事項等 (省略) <u>第20条</u> 不正な払戻しへの対応 1 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の<u>各号</u>のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条<u>第2項</u>に定める補償の請求を申し出ることができます。 <u>(1) ～ (6)</u> (省略) 2 本条<u>第1項</u>の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。 3 本条<u>第2項</u>にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。 <u>(1) ～ (4)</u> (省略) 4 本条<u>第1項</u>から<u>第3項</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は、補償しないことができるものとします。 <u>(1) ～ (9)</u> (省略)

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>(5)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に<u>基</u>づく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条<u>(1)</u>に<u>基</u>づく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償<u>、</u>または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>(6)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当会に対する払戻請求権は消滅します。 <u>(7)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当会は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権<u>、</u>または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>(8)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条<u>(3)</u><u>、</u>または本条<u>(4)</u>に該当する事由が判明した場合、当会は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当会に対して速やかに補償金を返還するものとします。 21_通知手段～22_契約期間 23_サービスの休止 <u>(1)</u>（省略） <u>(2)</u>ただし、<u>本条(1)</u>の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前 に通知することなく、本サービスを一時停止<u>、</u>または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期<u>およ</u>び内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。 24_海外からの利用～27_準拠法・合意管轄 第2章 照会・振込サービス 28_照会機能 （省略） 29_振込・振替機能 <u>(1)～(7)</u>（省略） <u>(8)</u>振込資金の返却 「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条<u>(2)</u>の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 <u>(9)</u>依頼内容の訂正、組戻し <u>a</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取<u>り</u>扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名<u>、</u>または振込金額を変更する場合には、<u>以下</u>に規定する組戻しの手続により取<u>り</u>扱います。 <u>(a)～(b)</u>（省略） <u>b</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取<u>り</u>扱います。組戻手続を行う場合、本条<u>(2)</u>の振込手数料等相当額は返却しません。 <u>(a)～(b)</u>（省略）	5 当会が本条<u>第2項</u>の規定に<u>もと</u>づく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条<u>第1項</u>に<u>もと</u>づく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 6 当会が本条<u>第2項</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当会に対する払戻請求権は消滅します。 7 当会が本条<u>第2項</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当会は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 8 当会が本条<u>第2項</u>の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条<u>第3項</u>または本条<u>第4項</u>に該当する事由が判明した場合、当会は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当会に対して速やかに補償金を返還するものとします。 <u>第21条</u> 通知手段～<u>第22条</u> 契約期間 <u>第23条</u> サービスの休止 1（省略） 2 ただし、<u>前項</u>の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前 に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期<u>及</u>び内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。 <u>第24条</u> 海外からの利用～<u>第27条</u> 準拠法・合意管轄 第2章 照会・振込サービス <u>第28条</u> 照会機能 （省略） <u>第29条</u> 振込・振替機能 1～7（省略） 8 振込資金の返却 「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条<u>第2項</u>の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 9 依頼内容の訂正、組戻し <u>(1)</u>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、<u>次号</u>に規定する組戻しの手続により取扱います。 <u>ア～イ</u>（省略） <u>(2)</u>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条<u>第2項</u>の振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u> <u>ア～イ</u>（省略）

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>(c)</u>組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 <u>c</u> <u>a</u>、<u>b</u>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正<u>、</u>または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 <u>d</u> (省略) 第3章 収納サービス 30 <u>収納サービス</u> <u>(1)</u>～<u>(5)</u> (省略) <u>(6)</u>払込取引の成立等 <u>a</u> 取引の成立 本規定第10条<u>(1)</u>および<u>(2)</u>による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書<u>、</u>または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引<u>き</u>落します。 <u>b</u>～<u>e</u> (省略) <u>(7)</u>～<u>(8)</u> (省略) 第4章 伝送サービス 31 <u>伝送サービス</u> (省略) 32 <u>データ伝送</u> <u>(1)</u>～<u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u>データ伝送契約者<u>、</u>または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条<u>(1)</u>の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 <u>a</u>～<u>d</u> (省略) <u>(4)</u>データ伝送契約者が当会に送信する本条<u>(1)</u>の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当会所定の<u>CSV</u>形式とします。 33 <u>ファイル伝送</u> <u>(1)</u>～<u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u>ファイル伝送契約者<u>、</u>または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条<u>(1)</u>のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 34 <u>総合振込・口座振込</u>～35 <u>給与振込・賞与振込</u> (省略) 36 <u>総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定</u> <u>(1)</u>～<u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u>当会は、本規定第10条<u>(1)</u>および<u>(2)</u>により依頼を受けたデータに<u>基</u>づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。	<u>ウ</u>組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 <u>(3)</u><u>前1号、2号</u>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 <u>(4)</u> (省略) 第3章 収納サービス <u>第30条</u> 収納サービス 1～5 (省略) 6 払込取引の成立等 <u>(1)</u>取引の成立 本規定第10条<u>第1項</u>および<u>第2項</u>による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引落します。 <u>(2)</u>～<u>(5)</u> (省略) 7～8 (省略) 第4章 伝送サービス <u>第31条</u> 伝送サービス (省略) <u>第32条</u> データ伝送 1～2 (省略) 3 データ伝送契約者または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条<u>第1項</u>の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 <u>(1)</u>～<u>(4)</u> (省略) 4 データ伝送契約者が当会に送信する本条<u>第1項</u>の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当会所定の<u>C S V</u>形式とします。 <u>第33条</u> ファイル伝送 1～2 (省略) 3 ファイル伝送契約者または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条<u>第1項</u>のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 <u>第34条</u> 総合振込・口座振込～<u>第35条</u> 給与振込・賞与振込 (省略) <u>第36条</u> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 1～4 (省略) 5 当会は、本規定第10条<u>第1項</u>および<u>第2項</u>により依頼を受けたデータに<u>もと</u>づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続<u>き</u>を行います。

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>(6)</u>～<u>(11)</u> (省略) <u>(12)</u>依頼内容の訂正・組戻し (口座振込を除<u>きます</u>。) <u>a</u> 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取<u>り</u>扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名<u>、</u>または振込金額を変更する場合には、<u>b</u>に規定する組戻しの手続により取<u>り</u>扱います。 <u>(a)</u>～<u>(b)</u> (省略) <u>b</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取<u>り</u>扱います。組戻手続を行う場合、本条<u>(1)</u>の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 <u>(a)</u>～<u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u>組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 <u>c</u> <u>a</u>、<u>b</u>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正<u>、</u>または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 37_口座振替～39_ファイル伝送にかかる口座番号変更 (省略) 以上 <u>(2025年10月1日現在)</u>	6～11 (省略) 12 依頼内容の訂正・組戻し (口座振込を除<u>く</u>。) <u>(1)</u>振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、<u>次号</u>に規定する組戻しの手続により取扱います。 <u>ア</u>～<u>イ</u> (省略) <u>(2)</u>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条<u>第1項</u>の伝送振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u> <u>ア</u>～<u>イ</u> (省略) <u>ウ</u>組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 <u>(3)</u><u>前1号、2号</u>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 <u>第37条</u> 口座振替～<u>第39条</u> ファイル伝送にかかる口座番号変更 (省略) 以上 <u>改正日 (追加)</u>

(改 正 後)	(改 正 前)
J Aデータ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定 表紙（J Aデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定） 第1章 総則 1_サービスの内容～2_サービスの種類 (省略) 3_利用資格 (1)本サービスの契約者は、次の a から c すべてに該当する方とします。 a ～ c (省略) (2)本条(1)に該当する場合でも、当会は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 a ～ b (省略) 4_反社会勢力との取引拒絶 本サービスは第 17 条(2)a(i)①から⑥、および(j)①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 17 条(2)a(i)①から⑥、および(j)①から⑤の 一つにでも該当する場合は、当会は本サービスの利用申込みをお断りするものとします。 5_サービスの利用開始～10_データの仕様 (省略) 11_伝送意思確認 (省略) (1)契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行うものとします。 (2)当会は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付けます。 12_サービスの休止 (1)(省略) (2)ただし、本条(1)の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。 13_届出事項の変更 (省略) 14_規定の内容および利用方法の変更 (1)(省略) (2)本条(1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当会のホームページ等でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。 15_関係規定の適用・準用～16_契約期間 (省略)	J Aデータ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定 表紙（追加） 第1章 総則 第 1 条 【サービスの内容】～第 2 条 【サービスの種類】 (省略) 第 3 条 【利用資格】 1 本サービスの契約者は、次の各号すべてに該当する方とします。 (1)～(3) (省略) 2 本条 1 項に該当する場合でも、当会は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 (1)～(2) (省略) 第 4 条 【反社会勢力との取引拒絶】 本サービスは、第 1 7 条 2 (1 0) ①から⑥、および (1 1) ①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 7 条 2 (1 0) ①から⑥、および (1 1) ①から⑤の 1 つにでも該当する場合は、当会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。 第 5 条 【サービスの利用開始】～第10条 【データの仕様】 (省略) 第11条 【伝送意思確認】 (省略) (1)契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行う。 (2)当会は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付ける。 第12条 【サービスの休止】 1 (省略) 2 ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。 第13条 【届出事項の変更】 (省略) 第14条 【規定の内容および利用方法の変更】 1 (省略) 2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当会のホームページ等でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。 第 15 条 【関係規定の適用・準用】～第 16 条 【契約期間】 (省略)

(改 正 後)	(改 正 前)
17_サービスの解約 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 当会からの解約 <u>a</u> 契約者に次の<u>(a)から(o)</u>の事由が<u>一</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>(a)～(g)</u> (省略) <u>(h)</u> (省略) <u>(i)</u> (省略) ①～⑤ (省略) ⑥その他前<u>①から⑤</u>に準ずる者 <u>(j)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合 ①～④ (省略) ⑤その他前<u>①から④</u>に準ずる行為 <u>⑥</u> 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める<u>行為</u> <u>(k)</u> 本サービスが法令等（マナー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合 <u>(l)</u> 契約者が当会に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合 <u>(m)</u> 契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合 <u>(n)</u> 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合 <u>(o)</u> その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき <u>b</u> 当会は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。 18_解約時のその他留意事項～25_準拠法・合意管轄 (省略) 第2章 基本サービス 26_総合振込・口座振込の事務委託 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 当会は口座振込結果について、<u>振込日当日</u>の<u>当会所定</u>の時刻から照会できるようにいたします。	<u>第 17 条</u> <u>【サービスの解約】</u> 1 (省略) 2 当会からの解約 契約者に次の<u>各号</u>の事由が<u>1</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>(1)～(7)</u> (省略) <u>(8)</u> (削除) <u>(9)</u> (省略) <u>(10)</u> (省略) ①～⑤ (省略) ⑥その他前<u>各号</u>に準ずる者 <u>(11)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合 ①～④ (省略) ⑤その他前<u>各号</u>に準ずる行為 <u>(12)</u> 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認め<u>たとき</u> <u>(k)</u> (追加) <u>(l)</u> (追加) <u>(m)</u> (追加) <u>(n)</u> (追加) <u>(13)</u> その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき 当会は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。 <u>第 18 条</u> <u>【解約時のその他留意事項】</u>～<u>第 25 条</u> <u>【準拠法・合意管轄】</u> (省略) 第2章 基本サービス <u>第26条</u> <u>【総合振込・口座振込の事務委託】</u> 1 (省略) (削除) <u>2 口座振込にかかる振込結果について</u> (1) <u>申し込んだいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻</u> (2) <u>申し込んだいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当会所定の時刻</u>

(改 正 後)	(改 正 前)
27_給与振込・賞与振込の事務規定 (省略) 28_総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通 (1)振込先（口座振込を除<u>きます</u>。）として指定できる取扱店は、当会本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。 (2)～(6) (省略) (7) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>きます</u>。） a 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次<u>の</u> bに規定する組戻しの手続により取り扱います。 (a)～(b) (省略) b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(b) (省略) c 前 a、b の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。 29_口座振替の事務委託～31_口座番号変更 (省略) 第3章 通知サービス 32_通知対象口座～34_金融 EDI 情報の照会 (省略) 以上 <u>(2 0 2 5 年 1 0 月 1 日 現 在)</u>	<u>第 27 条</u> <u>【給与振込・賞与振込の事務規定】</u> (省略) <u>第 28 条</u> <u>【総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通】</u> 1 振込先（口座振込を除<u>く</u>。）として指定できる取扱店は、当会本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。会か2～6 (省略) 7 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>く</u>。） (1)振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次<u>号</u>に規定する組戻しの手続により取り扱います。 ①～② (省略) (2)振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u> ①～② (省略) (2)前 <u>1 号</u>、<u>2 号</u> の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。 <u>第29条</u> <u>【口座振替の事務委託】</u>～<u>第31条</u> <u>【口座番号変更】</u> (省略) 第3章 通知サービス <u>第 32 条</u> <u>【通知対象口座】</u>～<u>第 34 条</u> <u>【金融 EDI 情報の照会】</u> (省略) 以上 <u>改正日 (追加)</u>